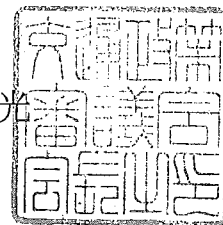


平成24年7月5日  
交通政策審議会  
第49回港湾分科会  
資料 1-1

国交政審(港)第6号  
平成24年 6月13日

国土交通大臣 羽田 雄一郎 殿

交通政策審議会  
会長 佐和 隆光



「港湾における津波対策のあり方について」の答申

交通政策審議会は、国土交通大臣諮問第130号をもって本審議会に諮問された標記について、下記のとおり答申する。

記

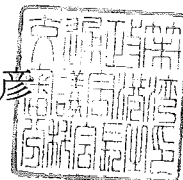
「港湾における津波対策のあり方について」は、交通政策審議会運営規則第8条第2項の規定に基づき、別紙の港湾分科会の議決をもって交通政策審議会の議決とすることとしたい。



国交政審(港)第5号  
平成24年 6月13日

交通政策審議会  
会長 佐和 隆光 殿

交通政策審議会港湾分科会  
分科会長 黒田 勝彦



港湾における津波対策のあり方について

交通政策審議会港湾分科会は、国土交通大臣諮問第130号をもって本審議会に諮問された標記について、下記のとおり答申することが適当であるとの結論を得ましたので報告します。

記

港湾における津波対策のあり方について

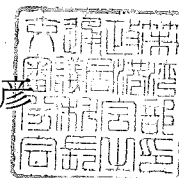
別紙のとおりとする。



国交政審(港)第4号  
平成24年 6月13日

交通政策審議会港湾分科会  
分科会長 黒田 勝彦 殿

交通政策審議会港湾分科会  
防災部会長 黒田 勝彦



港湾における津波対策のあり方について

交通政策審議会港湾分科会防災部会は、国土交通大臣諮問第130号をもって本審議会に諮問された標記について、下記のとおり答申することが適当であるとの結論を得ましたので報告します。

記

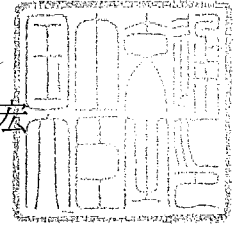
港湾における津波対策のあり方について

別紙のとおりとする。

国 港 総 第 7 8 号  
平成23年 5月 2日

交通政策審議会  
会長 佐和 隆光 殿

国土交通大臣 大島 章宏



交通政策審議会に対する諮問について

国土交通省設置法第14条第1項に基づき、下記事項について諮問する。

記

【諮問第130号】

港湾における津波対策のあり方

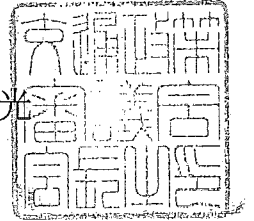
【諮問理由】

別紙のとおり

国交政審(港)第1号  
平成23年 5月 2日

交通政策審議会 港湾分科会  
分科会長 黒田 勝彦 殿

交通政策審議会  
会長 佐和 隆光



交通政策審議会港湾分科会への付託について

国土交通大臣から本審議会に対し、諮問第130号「港湾における津波対策のあり方」がありましたので、交通政策審議会運営規則第8条第1項の規定に基づき港湾分科会において審議され、その結果を報告されるようお願いいたします。

国交政審(港)第2号  
平成23年 5月 2日

交通政策審議会 港湾分科会  
防災部会の長 殿

交通政策審議会 港湾分科会  
分科会長 黒田 勝彦



交通政策審議会港湾分科会防災部会への付託について

交通政策審議会から港湾分科会に対し、「港湾における津波対策のあり方」が付託されましたので、交通政策審議会港湾分科会運営規則第9条第1項の規定に基づき防災部会において審議され、その結果を報告されるようお願いいたします。